

第20回参議院議員通常選挙のお知らせ

第20回参議院議員通常選挙 が行われます

第20回参議院議員通常選挙が近く執行されます（詳しくは全市版15ページ）。仕事や私用などで、投票日当日に投票所へお越しにならない方は「期日前投票」制度をご利用になれます。このページでは、期日前投票と、投票所の一部変更をご案内します。

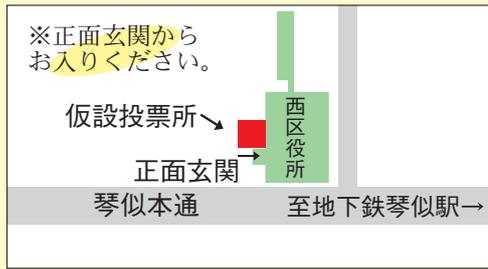


期日前投票

西区の選挙人名簿に登録されている方で、投票日当日に次の事由に該当すると見込まれる方は、投票日前に下記により期日前投票ができます。なお、投票をする時点において、20歳未満の方は、従来の不在者投票による投票となります。

《期日前投票の事由》

- ① 仕事に従事する方。
- ② 冠婚葬祭を行う方とその親族、結婚式の仲人、葬儀の役員などの手伝いをする方。
- ③ 用務（レジャーなどの私用を含む）のため投票区の区域外に旅行または滞在する方。
- ④ 病气、けが、身体の障がいなどのため歩行が困難な方。
- ⑤ 西区の区域外に転居した方。



《期日前投票の期間・受付時間・場所》
期間 公示の日の翌日
投票日の前日
時間 午前8時30分～午後8時
場所 西区役所正面玄関横仮設投票所（琴似217）。左図参照。
※投票所案内はがきが届いていましたらお持ちください。

投票所が変わります

ご注意ください！

西区の一部地域について投票所が次の通り変更となります（左図参照）。お手元に届く投票所案内はがきの表面に、投票所の名称および所在地が印刷されていますので、該当する地域にお住まいの方は、お間違えのないようお越しください。

西野1条6～8丁目
西野2条6～9丁目
西野3条6～9丁目
にお住まいの方

変更後の投票所 **西園小学校** 西野1条7丁目4-1

※有権者の増加に伴い、投票所を新たに設置するものです。

発寒6条7～10丁目
発寒7条4～9丁目
発寒8条5～9丁目
発寒9条9丁目
にお住まいの方

変更後の投票所 **発寒児童会館** 発寒7条7丁目7-30

※有権者の増加に伴い、投票所を新たに設置するものです。

西野4条1～8丁目
西野5条1～10丁目
にお住まいの方

変更後の投票所 **西野地区センター** 西野4条2丁目8-30

※これまでの投票所（手稲東小学校）の改築工事に伴い、投票所を変更するものです。

発寒6条11・12丁目
発寒7条10～12丁目
発寒8条10～12丁目
発寒9条10～12丁目
宮の沢1条3丁目
にお住まいの方

変更後の投票所 **はまなす幼稚園** 発寒6条12丁目4-10

※有権者の増加に伴い、投票所を新たに設置するものです。